松戸市農業委員会総会議事録

令 和 ２ 年 ７ 月 １ ０ 日

令和２年松戸市農業委員会７月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿　唯司は令和２年７月10日午後２時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館７階大会議室に招集した。

１．出席委員

１番	岩佐忠夫	２番	椿　唯司
３番	山口輝雄	５番	渡邊慶弘
６番	渡邉洋子	７番	杉浦昌平
８番	中村　攻	１０番	小宮克忠
１１番	鈴木榮一	１２番	山室一美
１３番	湯浅雅之	１４番	戸張春彦
１５番	近藤榮一		
明・矢切区域	齋藤　香	明・矢切区域	平川　實
東部区域	松戸英樹	東部区域	湯浅孝一
常盤平・五香区域	山﨑唯司	馬橋・小金区域	小幡輝雄
馬橋・小金区域	渡辺　豊		

１．欠席委員

常盤平・五香区域　飯沼静男

１．関係課出席職員

農政課長	加藤広之	主　査	三澤とあ子
主　事	山本雄大		
みどりと花の課専門監	三末容央	主任主事	井上　毅

１．事務局出席職員

事務局長	岡野　衛	事務局長補佐	渡邊憲生
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子
主任主事	鎌田哲平		

開会　午後　２時００分

議　　長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和２年７月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が７名でございます。したがいまして、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議　　長　議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号１番の岩佐忠夫委員、３番の山口輝雄委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局　本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議　　長　事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議　　長　本日の議案は、第１号から第４号となっております。

なお、報告事項につきましては、第１号から第５号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第１号、議案第２号

議　　長　それでは、議案第１号　松戸市都市計画生産緑地地区の変更（追加及び一部追加）について及び議案第２号　松戸市都市計画生産緑地地区の変更（廃止及び一部廃止）について議題といたします。

なお、議案第１号33番から35番につきましては、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人となる各委員につきまし

ては、後ほど一度退出をお願いいたします。

それでは、みどりと花の課専門監、お願いいたします。

みどりと花の課専門監　みどりと花の課専門監の三末です。よろしくお願いいたします。

このたびの議案の生産緑地につきましては、コロナ禍の状況下、委員の皆様、また、委員会事務局におかれましては、限られた時間の中で現地確認等の対応をしていただいたことにつきまして深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議案第１号　松戸都市計画生産緑地地区の追加指定による変更及び議案第２号　松戸都市計画生産緑地地区の廃止につきまして、併せてご説明させていただきます。

初めに、ここまでの松戸市における生産緑地指定の経緯についてお話しします。

松戸市では、平成３年の生産緑地法の改正に伴う都市計画変更を行い、平成４年11月に671地区、約169.31ヘクタールの生産緑地地区を指定いたしました。その後、買取りの申出による生産緑地の廃止等により、令和元年度末現在で市内の生産緑地地区は、497地区、約122.60ヘクタールが指定されております。

この生産緑地についてですが、皆様ご承知のとおり、2022年に当初指定から30年を迎えることになり、これに向け、国では、2017年に生産緑地法等、関連法の改正がなされ、現在手続を進めている特定生産緑地制度や指定面積の緩和が示されました。本市ではこれを受け、生産緑地の指定基準の見直しを図り、条例を定めることにより生産緑地の最低面積を500平方メートルから300平方メートルに緩和することに加え、これまでは、既に指定されている生産緑地と一団化される場合にだけ認めていた追加の生産緑地の指定を、既存の生産緑地と一団化でなくても認めることとした新たな指定基準の運用を昨年の10月より開始したところでございます。

今回の議案につきましては、新たな制度運用を始めてから最初の案件となります。よって、特に追加指定の案件が多くなっている状況がございます。

では、説明に入らせていただきます。

議案と対比できるように、資料として計画図をお手元に配付させていただいておりますので、併せてご覧いただければと思います。

資料につきましては、１ページ目が位置図になっております。

１号議案は追加案件となり、位置図における赤い点の箇所が該当の地となります。

２号議案は廃止案件となり、位置図の黄色の点の箇所が該当の農地となります。

２ページ目からは、議案の番号順に計画図を並べてあります。それぞれ黒で塗り潰してあ

る区域が今回の指定箇所となります。

では、議案１号の１番から順に説明させていただきます。

２ページ、上段、議案１号の１番については、一部追加として0.14ヘクタールを追加し、変更後の面積は0.51ヘクタールとなります。

２ページ、下段、議案１号の２番については、一部追加として0.08ヘクタールを追加し、変更後の面積は0.24ヘクタールとなります。

件数が多いので、申し訳ございませんが、ここからはつなぎの言葉は省かせていただきます。

３ページ、上段、議案１号の３番、一部指定0.19ヘクタール、変更後0.86ヘクタール。

３ページ、下段、議案１号の４番、一部追加0.02ヘクタール、変更後0.31ヘクタール。

この次の５番から33番までは新規の追加指定となります。

４ページ、上段、議案１号の５番、追加0.05ヘクタール。

４ページ、下段、議案１号の６番、追加0.1ヘクタール。

５ページ、上段、議案１号の７番、追加0.04ヘクタール。

５ページ、下段、議案１号の８番、追加0.05ヘクタール。

６ページ、上段、議案１号の９番、追加0.03ヘクタール。

６ページ、下段、議案１号の10番、追加0.07ヘクタール。

７ページ、上段、議案１号の11番、追加0.05ヘクタール。

７ページ、下段、議案１号の12番、追加0.05ヘクタール。

８ページ、上段、議案１号の13番、追加0.1ヘクタール。

８ページ、下段、議案１号の14番、追加0.05ヘクタール。

９ページ、上段、議案１号の15番、追加0.09ヘクタール。

９ページ、下段、議案１号の16番、追加0.04ヘクタール。

10ページ、上段、議案１号の17番、追加0.22ヘクタール。

10ページ、下段、議案１号の18番、追加0.04ヘクタール。

11ページ、上段、議案１号の19番、追加0.03ヘクタール。

11ページ、下段、議案１号の20番、追加0.08ヘクタール。

12ページ、上段、議案１号の21番、追加0.11ヘクタール。

12ページ、下段、議案１号の22番、追加0.16ヘクタール。

13ページ、上段、議案１号の23番、追加0.35ヘクタール。

13ページ、下段、議案１号の24番、追加0.1ヘクタール。

14ページ、上段、議案１号の25番、追加0.43ヘクタール。

14ページ、下段、議案１号の26番、追加0.09ヘクタール。

15ページ、上段、議案１号の27番、追加0.04ヘクタール。

15ページ、下段、議案１号の28番、追加0.04ヘクタール。

16ページ、上段、議案１号の29番、追加0.03ヘクタール。

16ページ、下段、議案１号の30番、追加0.05ヘクタール。

17ページ、上段、議案１号の31番、追加0.09ヘクタール。

17ページ、下段、議案１号の32番、追加0.07ヘクタール。

18ページ、上段、議案１号の33番、追加0.06ヘクタール。

18ページ、下段、議案１号の34番、ここは一部追加になります。一部追加0.06ヘクタール、変更後0.21ヘクタール。

19ページ、上段、議案１号の35番、追加0.07ヘクタール。

以上、35か所の農地につきましては、指定基準であります300平方メートル以上の規模の区域を満たしております。これら追加分の35か所についてですが、おおむね畑として既に良好な作付がなされておりましたが、申請を受け付けた段階では、指定予定地内の樹木が耕作に影響を与えているような箇所もございましたので、指導・改善ののち、最終的には事前にご担当の委員の皆様に現地をご確認いただいているところでございます。

以上により、生産緑地地区として、緑地機能の増進により土地環境の向上に資すると認められることから、このたび生産緑地地区の追加指定を行うものでございます。

続けさせていただきます。

次に、議案第２号の概要についてご説明いたします。

こちらは８件ございます。昨年の１月１日から12月31日までの間に買取りの申出があった、生産緑地地区の廃止または一部廃止の案件となります。

資料の20ページからご覧ください。

20ページ、上段、議案２号の１番、廃止0.15ヘクタール。

20ページ、下段、議案２号の２番、一部廃止0.07ヘクタール、変更後0.07ヘクタール。

21ページ、上段、議案２号の３番、廃止0.05ヘクタール。

21ページ、下段、議案２号の４番、廃止0.22ヘクタール。

22ページ、上段、議案２号の５番、一部廃止0.08ヘクタール、変更後0.5ヘクタール。

22ページ、下段、議案２号の６番、一部廃止0.08ヘクタール、変更後0.13ヘクタール。

23ページ、上段、議案２号の７番、廃止0.11ヘクタール。

23ページ、下段、議案２号の８番、一部廃止0.09ヘクタール、変更後0.14ヘクタール。

以上が、廃止または一部廃止の案件となりますが、最後の23ページ下段の図、２号議案の８番の案件でございますが、23ページ、下段の図です。こちらの334号古ケ崎第47生産緑地地区につきましては、図の中に丸枠で拡大図をつけてございます。一団の生産緑地が①、②、③と分かれており、①の部分が行為制限の解除による廃止となることにより、分断される②と③のうち、②の部分が300平方メートルを下回る130平方メートルとなってしまい、300平方メートルの規模要件を満たさなくなる、いわゆる道ずれ解除となるものです。ただし、この①、②、③の所有者は同一であり、これにつきましては、本人もご理解、ご承知されていることを申し添えます。

最後に、24ページをご覧ください。

こちらは、第１号議案第２号議案を併せた総括表となっております。

この中の１番が第１号議案となる、いわゆる新規の指定を含めた追加指定の案件であり、緑地機能の増進により土地環境の向上に資すると認められることによる追加として35地区、面積にして約3.27ヘクタールの増加となります。内訳は、既に指定されている生産緑地と一団化が図られるというケースが５地区、新たな生産緑地地区の指定が30地区となります。

次の２番と３番は第２号議案のものであり、２番の買取りの申出による廃止が７地区で、0.75ヘクタールの減少、この内訳につきましては、主たる従事者の死亡によるものが４件、故障によるものが３件となっております。

３番につきましては、最後に説明させていただいた買取り申出による廃止の面積とそれにより分割され残される生産緑地の面積が300平方メートルに満たなくなることによる廃止の面積の合計分、約0.09ヘクタールが減少となるものでございます。

これらの変更による差引きの合計が今回の変更面積の合計の増減であり、約2.43ヘクタールの増加となるものです。

今後のスケジュールにつきましては、千葉県との事前協議を経て、10月に都市計画（案）の縦覧、11月に松戸市都市計画審議会に付議させていただき、承認後、告示をもって都市計画決定をする予定でございます。

以上、議案第１号及び議案第２号のご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいまみどりと花の課専門監より内容の説明がございました。

まず初めに、議案第１号の１番から32番について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、戸張委員。

戸張委員　14番、戸張です。

明・矢切地区を確認しましたが、良好に管理されており、今後も適正に管理されると思いますので、承認したいと思います。

議　　長　ただいま戸張委員より原案に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

はい、湯浅委員。

湯浅（雅）委員　13番、湯浅です。

東部地区を現地確認いたしましたが、よく管理されており、今後も適正に管理されると思いますで、私は承認したいと思います。

よろしくお願いいたします。

議　　長　山﨑委員。

山﨑推進委員　推進委員の山﨑です。

常盤平・五香地区を確認しましたけれども、良好に管理されていまして、今後も適正に管理されると思いますので、承認したいと思います。

よろしくお願いします。

議　　長　杉浦委員。

杉浦委員　はい、７番、杉浦です。

私、主に馬橋・小金地区を見てまいりましたけれども、どれも適正に管理されておりまして、今後も適正に耕作、管理されていくと思いますので、承認をしたいと思います。

よろしくお願いします。

議　　長　ただいま３人の方から賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ないようでございますので、議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の１番から32番までにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、33番についてですが、この議案は議事参与の制限に抵触する議案でありますので、関係人であります議席番号６番、渡邉洋子委員は、ここで退室をお願いします。

（渡邉（洋）委員退室）

議　　長　それでは、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

松戸委員。

松戸推進委員　良好に管理されていまして、今後も適正に管理されると思いますので、承認したいと思います。

議　　長　ただいま松戸委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の33番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、渡邉委員の入室を認めます。

（渡邉（洋）委員入室）

議　　長　続いて、34番についてですが、この議案も同じく議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります議席番号14番、戸張委員はここで退室をお願いいたします。

（戸張委員退室）

議　　長　それでは、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

齋藤推進委員　推進委員、齋藤です。

良好に管理されており、家からも近いので今後も適正に管理されると思いますので、私は承認したいと思います。

以上です。

議　　長　ただいま齋藤委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の34番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、戸張委員の入室を認めます。

（戸張委員入室）

議　　長　続いて、35番についてですが、この議案も同じく議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります議席番号７番、杉浦委員はここで退室をお願いいたします。

（杉浦委員退室）

議　　長　それでは、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

渡辺委員。

渡辺推進委員　推進委員の渡辺です。

良好に管理されております。今後も適正に管理されると思いますので、承認したいと思います。

お諮り願います。

議　　長　ただいま渡辺委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の35番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、杉浦委員の入室を認めます。

（杉浦委員入室）

議　　長　続きまして、議案第２号　松戸市都市計画生産緑地地区の変更（廃止及び一部廃止）について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、戸張委員。

戸張委員　説明でよく分かりました。相続であり故障等、時間かかると思いますので、それはやむを得ないと思います。原案に賛成いたします。よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま戸張委員より原案に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第２号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

みどりと花の課専門監は、公務のためここで退室となります。

ありがとうございました。

（みどりと花の課専門監退室）

◎議案第３号

議　　長　それでは、議案第３号　農用地利用集積計画についての１番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長よりよろしくお願いいたします。

農政課長　農政課の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第３号　農用地利用集積計画につきましてご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件が５件、新規設定案件が１件となります。

新規案件につきましては、貸付者及び借受者が事務局に来ていただき、双方で協議し、合意されたものを、地区促進員の皆様に書面にて了承いただいたものとなります。

それでは、当日差し替え資料として配付されております議案第３号１番から順に説明いた

します。

議案書11ページの１番をご覧ください。

申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている議案参考資料の１ページ及び２ページのほうをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地の所在地は紙敷、地目は畑で、面積は1,054平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は10年の設定です。

貸付者につきましては、労働力不足のため農地の貸付けを希望されました。借受者につきましては、農業経営規模拡大のため利用権の設定を希望しており、枝豆及びニンニクを主体に栽培する計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第３号の１番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅（雅）委員　13番、湯浅です。

この借受者はよく知っておりまして、用途にもきれいに作付しております。再設定でもありますので、私は賛成したいと思います。

よろしくお願いします。

議　　長　ただいま湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようでございます。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の１番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、２番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　はい、議案第３号２番をご説明いたします。

議案書11ページの２番、参考資料の３ページから５ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地の所在地は紙敷、地目は畑、２筆の合計面積は4,699平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者につきましては、労働力不足のため農地の貸付けを希望されました。借受者につきましては、農業経営規模拡大のため利用権の設定を希望しており、枝豆及びカブを主体に栽培していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第３号の２番につきまして内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅（孝）推進委員　推進委員の湯浅です。

借受者の方は一生懸命やっている方なので、また、再設定ということもありますので、原案に賛成したいと思います。

議　　長　ただいま湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の２番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、３番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　議案第３号３番をご説明いたします。

議案書11ページの３番、参考資料の６ページ、７ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地の所在地は五香西、現況地目は畑、面積は6,723平方メートルのうち1,040平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権で、期間は１年の設定でございます。

貸付者につきましては、労働力不足のため農地の貸付けを希望されました。借受者につきましては、農業経営規模拡大のため利用権の設定を希望しており、カブ及びホウレンソウを

主体に栽培していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第３号の３番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山口委員。

山口委員　３番、山口です。

再設定でもありますし、良好に管理されておりますので、賛成したいと思います。

よろしくお諮りください。

議　　長　ただいま山口委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の３番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、４番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　議案第３号４番をご説明いたします。

議案書12ページの４番、参考資料の８ページ、９ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地の所在地は五香西、現況地目は畑、面積は6,723平方メートルのうち1,040平方メートル、利用権の種類は賃借権で、期間は１年の設定でございます。

貸付者につきましては、労働力不足のため農地の貸付けを希望されました。借受者につきましては、農業経営規模拡大のため利用権の設定を希望しており、枝豆及びカブを主体に栽培していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第３号の４番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山﨑委員。

山﨑推進委員　推進委員の山﨑です。

農政課長の説明でよく分かりました。

再設定でもあり、現地も良好に管理されていますので、賛成したいと思います。

議　　長　ただいま山﨑委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の４番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、５番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　議案第３号５番をご説明いたします。

議案書12ページの５番、参考資料の10ページ、11ページをご覧ください。

本案件は新規案件で、対象農地の所在地は和名ケ谷、現況地目は畑、面積は919平方メートル、利用権の種類は使用貸借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者につきましては、労働力不足のため農地の貸付けを希望されました。借受者につきましては、農業経営規模拡大のため利用権の設定を希望しており、ネギを主体に栽培していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第３号の５番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅（雅）委員　13番、湯浅です。

農政課長さんの説明でよく分かりました。

借受者は、作物は大変よく、いい物を作っております。

私は賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の５番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、６番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長　議案第３号６番をご説明いたします。

議案書12ページの６番、参考資料の12ページから16ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地の所在地は紙敷、現況地目は畑で、３筆の合計面積は2,428平方メートルです。利用権の種類は賃借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者につきましては、前回貸付者が本年４月に亡くなられ、現在相続手続中のところ、相続人５人はいずれも非農家であるため、農地貸付けの継続を希望されました。なお、相続人全員から貸付けの同意をいただいた関係から、貸付者が複数となっております。借受者につきましては、農業経営規模拡大のため利用権の設定を希望しており、トウモロコシ及びオクラを主体に栽培していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第３号の６番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅（孝）推進委員　推進委員の湯浅です。

現地は雑草も生えている状態なんですが、自然農法ということもあり、荒れている状態とは異なります。それなので、原案に賛成したいと思います。

議　　長　ただいま湯浅委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

はい、湯浅委員。

湯浅（雅）委員　13番、湯浅です。

この当該土地を更新したいという、貸付者である相続人の強い要望があり、そのようなことからも私は賛成したいと思います。

よろしくお諮りをお願いいたします。

議　　長　ただいま湯浅孝一委員、湯浅雅之委員の両名より賛成との意見がございました。

ほかにありましたら、お願いいたします。

ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第３号の６番については、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は、公務のためここで退室となります。ありがとうございました。

（農政課長退室）

◎議案第４号

議　　長　次に、議案第４号の１番、農地法第５条の規定による許可申請について議題といたします。

第２審査会第２審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

山室第２審査会第２審査班座長　議席番号12番、山室一美です。

去る７月２日木曜日、議案第４号の審査のため第２審査会第２審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたのでご報告させていただきます。

当日は、小宮克忠職務代理者を初め、鈴木榮一農業委員と戸張春彦農業委員と私の４名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明させていただきます。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重な審議を行ったものであることをご報告させていただきます。

それでは、議案第４号１番、農地法第５条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。議案参考資料については、17ページから21ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料17ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由ですが、現在松戸市内を中心に、トラック・バスなどの自動車販売及び整備等の事業を行っていますが、事業拡大に伴い、申請地を取得し駐車場として使用するためです。

施設の概要は、トラックの展示スペースと従業員の駐車スペースで、整地については、全体は砂利敷き舗装し、入口部分のみコンクリート舗装を行い、道路部分の歩道を切り下げます。

排水については雨水のみとなり、自然浸透です。

被害防除については、北側及び西側に既存土留めと既存ブロックを使用し、南側には既存土留めに新設フェンスを設置いたします。

なお、申請地には照明は設置しないとの報告を受けております。

審査会においては、前面道路が小学校の通学路に指定されているため、登下校時の車両の出入りについては特段の配慮を行うということでした。

信用について、過去、農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

費用については、全て自己資金をもって賄うことから残高証明の提出を求め、これを確認いたしました。

他法令について、該当する法令はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分について、申請地は、上水道管、ガス管の２種類が埋設された幅員４メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に２か所以上の公共施設等があることから第３種農地として判断しました。

以上、議案第４号の１番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないとの判断し、また、農地区分については第３種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より申請内容の説明と審査会の意見がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

どうですか。

はい、湯浅委員。

湯浅（雅）委員　13番、湯浅です。

審査会で許可相当ということなので、私は審査会の意見に賛成したいと思います。

お諮りをお願いいたします。

議　　長　ただいま湯浅委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第４号の１番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続いて、議案第４号の２番についてお願いいたします。

山室第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号２番についてご説明させていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。議案参考資料については、23ページから27ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料23ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由ですが、現在申請地の隣接で特別老人ホーム等を経営していますが、既存駐車場部分に施設を増設することになったことから、申請地を取得し駐車場として使用するた

めです。

施設の概要は、増築により既存駐車場の33台分がなくなることから、従業員の増員に対応し、普通車47台分の駐車場を設置いたします。

全体は砂利敷き舗装を行い、入り口部分はアスファルト舗装を行います。

排水については雨水のみとなり、自然浸透です。

審査会においては、隣接する農地への影響を考え、水路側の土留めの設置やのり面をシートで覆う雑草対策など検討してほしいとの要望が委員から出され、関係人より、境界から２メートル以上離して駐車するので、農地と隣接箇所の草刈りは責任を持って行い、のり面等が万が一被害が出ましたら対処いたしますとの報告を受けております。

なお、申請地には照明は設置しないとの報告を受けております。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

費用については、全て自己資金をもって賄うということから残高証明の提出を求め、これを確認いたしました。

他法令について、該当する法令はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地として判断いたしました。

以上、議案第４号の２番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より議案第４号の２番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊委員。

渡邊（慶）委員　５番、渡邊です。

ただいま座長の説明でよく分かりました。

特別老人ホームの駐車場ということで、賛成したいと思います。よろしくお願いいたしま

す。

議　　長　ただいま渡邊委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第４号の２番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続いて、議案第４号の３番についてお願いいたします。

山室第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号の３番についてご説明をさせていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。

議案参考資料については、29ページから34ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料29ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は、賃貸借権の設定です。

申請理由ですが、現在災害時等におけるレッカー車での自動車移転業務や自動車の修理・整備点検業務を行っていますが、近年、自然災害が増えている状況を鑑み、申請地を借り受け、レッカー駐車場及び車両置場として使用するためです。

施設の概要は、北東の出入口部分をアスファルト舗装し、事故・故障車の一時保管場所については砕石敷き舗装、中心部にコンクリート土間装の車両積載車の回転スペース、車両運搬車及びレッカー車の駐車場についてはアスファルト舗装を施し、故障部品置場については砕石敷き舗装をし、防犯対策としまして防犯カメラを２基設置いたします。

排水については、自然浸透及び集水ます、排水管を設置し、前面市道内側溝へ放流いたします。

被害防除については、既存ＰＣ擁壁及び一部フェンスを新設したします。

費用については、全て自己資金で賄うことから残高証明の提出を求め、これを確認いたしました。

関係法令については文化財保護法が該当し、社会教育課と協議済みです。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地は、上下水道管、ガス管の３種類が埋設された幅員４メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に２か所以上の公共施設等があることから、第３種農地と判断いたしました。

以上、議案第４号３番について説明いたしましたが、審査会で現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないとの判断し、農地区分については第３種農地として認められたところです。

しかし、現地は、施設概要のとおり工事が既に施行されており、レッカー車などの車両が駐車されている状態でした。当日の審査会では、農地法違反であることを指摘し、許可相当とすることが困難と思慮され、当日、始末書の提出を求めました。後日、提出された始末書には、農地法違反は先代からのもので、違法建築物等の撤去を行ったところ雨水がたまり隣接する道路にあふれ近隣住民に危険が及ぶおそれがあり、昨今の大雨の状況を見ると緊急に工事を行う必要があると思われること、さらに、毎月レッカー車の出動要請が約2,000回ある中で、７月から９月の災害の多い時期への対応として早期にレッカー車の待機場所を確保する必要があったことから、審査会としては、後日協議した結果、やむを得ず許可相当と意見決定いたしました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より議案第４号の３番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いします。

はい、杉浦委員。

杉浦委員　７番、杉浦です。

今お話を聞きますと、先代からの農地法違反であったとか、始末書の話も出ていましたね。どういうふうに始末書までいったのか、いきさつをもう少し整理して事務局から説明していただければと思います。お願いします。

議　　長　はい、事務局、説明をお願いいたします。

事務局　はい、それでは、事務局より詳細にご説明いたします。

６月10日頃、農地転用の相談のために農業委員会に代理人が来所されました。相談に至った経緯は、申請者は今回申請した土地の隣地で建物の建築を予定しておりまして、代理人が住宅政策課のほうに建築の相談をしたところ、申請地に都市計画法違反の倉庫２棟が建って、

その建物を撤去しないと建築の許可ができないと指導されました。さらに、申請地は農地転用の手続を取っておらず、倉庫以外は砂利敷き駐車場として使用されていました。このことから、申請地は申請前から都市計画法と農地法違反していたことになります。

このことから、申請者は、土地を相続した時点では農地であることは知らなかったとのことです。住宅政策課の指導により、都市計画法違反は原状回復しないと次の建物ができないことから、慌てて今年の４月に取壊しを行ったということです。

しかし、倉庫の取壊し及び基礎の撤去をしたことで大きな穴が空きまして、常に雨水がたまってしまうという状態になりました。周辺の住民から害虫の発生や、道路や住宅への雨水流水の危険性を指摘されまして、改善要望や苦情が出たということです。このことは、現況写真から大きな水たまりがたまっていることを確認しております。以上の説明を受けたことから事務局は、農地転用の手続が完了するまでは工事は着手しないよう伝え、再度来所することになりました。

しかし、６月23日の申請書の提出時には実は工事は進められており、おおむね完成しているとの報告を代理人より受けました。現地を確認したところ、コンクリート舗装や擁壁工事が一部完了している状態でした。

審査会では、委員より厳しい指摘内容が交わされ、座長のご説明にもありましたとおり、許可することが困難であるとの意見が出されましたが、始末書を受理し、協議の結果、許可相当となったものです。

始末書の内容を申し上げますと、１、当該土地は相続により引き継ぎ、農地であることは知らなかったこと、２、周辺住民より、危険であるため何とかしてほしいという要望があったこと、３、権利者は緊急通行妨害車両等の除去に関する協定を公共機関と結んでおり、７月から９月に出動依頼が多いため、早期にレッカー車の待機場所を確保する必要性があったこと、４、車両自重がかかるため、土地地盤強化のため緊急に舗装する必要があったこと、以上４点が記載され、最後に、今後法令を遵守するとともに、農地転用前に工事を着手したことは緊急を要することであっても許されることではない旨の釈明の言葉が述べられておりました。

事務局からも厳重に指摘をしました。代理人からは、許可されるまではこれ以上工事を進めないと聞き及んでおります。

説明は以上でございます。

議　　長　杉浦委員。

杉浦委員　一応現地は見ておりませんけれども、詳細に結構な立派な図面が描かれて、かなり進められているような事由が出たんですけれども、擁壁を造ったり砂利を敷いたり車も入っています。今までこれだけの甚だしい違反は聞いたことないです。あまりにも、ひどいというか、悪質というか。水たまりができてどうとか道が崩れたりとかいろいろ述べて理由づけはしているみたいですが、１回農業委員会事務局へ来て、話しして、ちょっと待てよということ言われたわけですものね。言われていながら、それでも進めるのはひどいかと思います。

審査会の皆さんも現場見られてかなり詳細にお聞きになっているかと思うんですけれども。私たちもこうやって、時々こういう先行的にやられて、砂利敷いたりトラロープ引いたりなんていうところに、出くわすこともあるんですけれども、最終的に始末書を書いてもらい、もうやりませんからというようなことで収めるんですけれども、こんな立派な図面を描いてきたり、計画も立派なものを立ててきている割には、委員会へ話に来ていながらこういうことをやってしまうというのはちょっとずるいなという感じを持ちましたが、最終的には許可やむを得ずということで審査会の皆さんも思うんですけれども、こういうのは不許可だなんていうことでやって、これ、県知事へ意見を出すわけでしょう、最終的には。

事務局　そうです。

杉浦委員　理由もつけて出すわけですよね。

例えば、認められないから原状回復させろとか原状回復すべきだとか、そういうのを出したときに、これ駄目なんですか。県はどういう反応してくるんですか。

事務局　申し上げにくいんですけれども、農地法上は追認という行為があるんですよ。都市計画法は追認がないんで原状回復ということで、申請者のほうも全部撤去を行って、それで農地ということがそのとき初めて分かったというのは、こういう手続に入ってからなんです。

杉浦委員　あまり認識がないようで……

事務局　言い訳と聞こえちゃうとしようがないかもしれなんですが、本人がわざとやっていないというところはあるんですけれども、認識が全然なかったということだと思います。

杉浦委員　道路が崩れて危ないとかという、周囲の、周辺の方からの声に対して割と速やかに反応して、擁壁造ってそういうのは確保したり、穴のところ埋めたりだとか、穴あいちゃったんで埋めたとか、割と何というか、そういう対応は見事なんだけれども、それくらいやってくれるんであれば、役所のほうへ相談して、別にそんな大した、何週間かもう早くやっちゃったわけでしょう、言っていながら。

そのぐらい待てなかったものですかね。

事務局　昨今の大雨をちょっと警戒してやられたというお話なんですけれども、それも向こうも言い訳ということは重々承知しているということを言いながら、始末書のほうも書かれたと思うんですけれども。

議　　長　山口委員。

山口委員　３番、山口です。

ちょっとお伺いしたいんですが、これ、義務者と権利者って同じ名前なんですね。

事務局　そうです。

山口委員　それで、申請地を借受けということは、会社に貸したということですか、個人から。

事務局　そうです、はい。会社にということになります。

山口委員　この人、多分社長やっているんだろうけれども、社長が自分の有限会社の、個人がその会社に貸したわけ。

事務局　そうです。

山口委員　現場は見たんですけれども、あれですんなり許可というのもいかがなものかなって私も思ったんですよ。何のための農業委員なんだ、農業委員会があるのか、最初にぱっとそれが浮かんで、これ申請しておいてこんなことするならば、何も農業委員会必要ないんじゃないかなと思って、何かそういうふうに感じたんですね。

近隣からの苦情で穴ぼこがあいてというなら、単なる最初の補修だけでいいんであって、もう完全に、何か今見ると出来上がっちゃっていますよね。

事務局　ほぼほぼ完成状態です。

山口委員　黙認というのもいかがなものかなというような感じがしたんですけれども。

杉浦委員　杉浦です。意見なんですが、こういう場合、始末書を提出してもらって、二度とこれをやらないでくださいということで、よく分かりましたというようなことで折り合いをつけてやるんですけれども、農業委員会として簡単に皆さん賛成しましたということじゃなくて、何というかな、賛成できないというような方も結構いたと。何とか強くその方に、この間は審査会の段階だったと思うんですけれども、総会へ諮ったら、大変憤慨している方も多かったとかいうようなことで、ちょっときつく言ってもらわないと、今、山口委員が言ったように、何か甘く見られちゃうようなところが出てくるんじゃないかと思うんですよ。

最終的に審査会の方たちも、今、私なんかが聞いた感想というか、気持ちは当然同じようなものは持たれていたと思うんですね。現場見られたり、本人と会っていろんなことも言ったかと思うんですけれども、最終的にその方にはぎゅっとおきゅうを据えてやらないと、腹

立たしいという感じがしますので、何かうまくできないかなという感情も今持ったんですけれども。

齋藤推進委員　今、杉浦委員、山口委員からも話があったんですけれども、取りあえず許可相当を出した審査会もありまして、始末書も提出されているということでございますので、一応その始末書の内容を事務局でちょっと代読していただければありがたいなと思うんですけれども。

事務局　はい、始末書を今お読みさせていただきますので、お聞きください。

このたび、農地法第５条の規定による農地転用の許可申請をするに当たり、許可いただく前に申請地の工事、令和２年６月１日から６月30日まで執り行ってしまいましたことについて、誠に申し訳なく、ここにおわび申し上げます。

申し開きとなり恐縮でございますが、申請を行う前に工事をしていました理由を下記に申し述べさせていただきます。

その１番として、私の父より平成14年頃に相続した際、建物が建ち及び駐車場であったためそのまま引き継いだ次第です。したがって、その時点より本年６月までは農地であることに気づきませんでした。

上記申請地に建つ建物は違法建築物であることを昨年に知り、本年初めに解体・撤去したところ、建物の基礎などを掘削後に土地に著しく大きな穴が空き、近隣住民より敷地に空いた穴に水たまりができ、梅雨に入る前に平らにし水たまりにならないようにしてくれないかと、蚊の発生が心配であることと、道路に雨水が溢水することと、歩道を歩く歩行者等は危険にさらされるので敷地内に砂利・砕石などを敷き込んで補修を実施し、大雨の際の雨水溢水速度が緩和するようにしてほしい、かつ申請土地南側及び西側は道路と敷地に高低差があるので、土砂崩れなどにならないよう擁壁等で道路を保護し、崩落を未然に防ぐよう補修してほしい旨の要望があり、危険となり得る指摘部分を梅雨前に安全状態になるよう、要望に対応するため工事を急いだ次第です。

３、申請地にある駐車車両の所有者は私が経営する法人であり、私が代表を務めております。昨今の異常気象により、恒久的に車両の事故及び故障が増え、弊社もそれに対応し、千葉県、千葉県警、国土交通省などと災害時における緊急通行妨害車両等の除去に関する協定を結んでおり、７月から９月に自然災害が発生する頻度が高いため、同期間により承諾を得た申請地に事前に出勤するレッカー車両待機場所を確保する必要性があった次第です。

４、レッカー車両の出入口については、約2,000件、月に出勤要請があるため、レッカー

車両及び運搬車両など合計自重が著しく重いため、車両の荷重が係る土地地盤補強の意味もあり、緊急に申請地内の舗装を急いだ次第です。

申し述べました４点の理由により、申請地を許可前に工事してしまいましたことについては、幾ら緊急を要するものであったにしても許されるものではないことは今回熟知いたしましたと同時に深くおわび申し上げます。

今後は、法の遵守と秩序を前提に業を営んでまいりますので、今回のようなことは二度と繰り返すことのないよう、ここにおわびとともにお許しくださいますことをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議　　長　杉浦委員。

杉浦委員　今、そういうような恒久の場合の問題もあるというようなことで、恐らく審査会の人たちも断腸の思いだったと思うんですよ、それを許可することはね。だけれども、そういうような始末書を出したということで、どうでしょうか、農業委員の皆さんにお諮りをするんですけれども、延会というのも認められませんけれども、賛成多数というような形で、県のほうで駄目だよと言って、それで許可されれば、農業委員の立場というものが崩れている昨今でございますので、せっかくそういうような話も出ているんですので、やむを得ず許可相当とすることにしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

齋藤推進委員　はい。齋藤です。

議　　長　はい。齋藤推進委員。

齋藤推進委員　これ、ＰＣの擁壁、結構高さありますよね。構造計算とかやっているんですか。

事務局　現地で写真測ったときに、高さまで測って、約1.5メートルぐらいです。

下にもぐっていますから、断面では。

上部に出ているところはですね。

ええ。現地は擁壁抑えないといけないから、これ相当、２メートル分以上造っていると思いますけれども、これの構造計算とか、もしこの擁壁造ったって、崩壊して、そういうの、直接は関係ないと思いますけれども、安全を見て、そういう、道路が崩壊したとかそういうのは農業委員会のほうに責任が来るんですか。

事務局　開発が伴った場合は、ほか、あと２メートル以上で崖条例とかかかった場合には、そういう構造のところで、ほかのしかるべき部署で検査するところがあるんですけれども、自

己用の駐車場用地のための擁壁で、そこまでの権限は、自分の被害防除といっても自己用のためなので、隣接地の被害防除は周りに崩れないためというものがあるんで。

齋藤推進委員　でも、これだけやるのに、本当は各いろいろなところに構造計算とか出して、計算して、それで大丈夫だということでこうしないと、これだけの擁壁だとしないと駄目だしね。私はそう思いますけれども、余談ですけれども。

事務局　今ご存じのとおり、崖条例がかかるところか、宅地造成等規制法の区域とかじゃない限りは、擁壁の構造計算見る部署というのは違うと思うんですよ。

議　　長　杉浦委員。

杉浦委員　私もちょっとあれだったんですけれども、審査会の方たちも当然同じようなことを思ったり、いろいろお考えをされた上での、始末書の内容も当然あれされた上でのことだと思いますので、大変残念ではあるんですけれども、審査会の意見に賛成したいと思います。

議　　長　こういう議案もありますので、今後ないようにひとつ事務局のほうでもしっかりと見て、審査できるようにしていただきたいなというように思います。

それでは、今、杉浦さんのほうから賛成との意見がありましたけれども、ほかにご意見ございませんか。

ほかにご意見ありますか。

（発言する者なし）

議　　長　なければ、決を取りたいと思います。

審査会報告に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（「反対」の声あり）

（賛成者挙手多数）

議　　長　それでは、賛成多数で、議案第４号の３番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続いて、議案第４号の４番についてお願いいたします。

山室第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号の４番についてご説明させていただきます。

議案書の14ページをご覧ください。

議案参考資料については、35ページから42ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料35ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由ですが、現在松戸市内を中心に電気工事請負業を行っていますが、既存施設が手狭になってきたことから、申請地を取得し資材置場及び駐車場として使用するためです。

施設の概要は、工事車両及び従業員の通勤車両の駐車場、工事部品等の資材置場で、全面砂利敷きとし、出入口部分はコンクリート仕上げとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、木柵を新設します。

なお、申請地には照明は設置しないとの報告を受けております。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

費用については、全て自己資金で賄うとのことから残高証明の提出を求め、これを確認いたしました。

他法令について、該当する法令はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及びその農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断いたしました。

以上、議案第４号の４番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より議案第４号の４番につきまして内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅（雅）委員　13番、湯浅です。

この土地はもともとが遊休農地でありまして、周りは全て遊休農地です。ところがこのトクサのところだけ、自分で費用を出しまして、土地をきれいに、畑にできるようにしたわけで、我々農業委員・推進委員も農振法のほうに出してもらえるよう話合いをしてきたんですけれども、このような所有権移転ということになって私としては非常に残念ではございますけれども、周りが全て遊休農地であるということも考えまして、審査会の意見に賛成したい

と思います。

以上です。

議　　長　ただいま湯浅委員よりいろいろと説明がございました。しかしながら、賛成との意見でございますので、ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようでございますので、審査会報告に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

全会一致と認め、議案第４号の４番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続いて、議案第４号の５番についてお願いいたします。

よろしくお願いします。

山室第２審査会第２審査班座長　それでは、議案第４号の５番についてご説明させていただきます。

議案書の14ページをご覧ください。議案参考資料については、43ページから47ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料43ページの地図に示したとおりでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由ですが、現在スポーツ用品等の販売やサッカースクール運営を行っていますが、申請地周辺の地域人口の増加等を考慮し、申請地を借り受け、スポーツ施設として使用するためです。

施設の概要は、アスファルト舗装の上に人工芝を敷き、防球ネットを設置したフットサル場１面、駐車場、駐輪場及び管理棟１棟を建設します。

排水については、雨水は自然浸透で、汚水及び雑排水は小型合併浄化槽を設置し、浄化後は全面側溝へ放流いたします。

被害防除については、既存ブロック３段にネットフェンスを設置し、一部ブロック２段にネットフェンスを新設いたします。

他法令については、都市計画法が該当しますが、関係各課と事前協議済みです。

審査会においては、ナイター照明を使用するため、隣接する農地への影響について質問

があり、これについては、隣接する農地の地主との間で協議が調っており、照明の影響を受けない作物を作付しているため問題ないとのことでした。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

費用については、全て自己資金で賄うとのことから残高証明の提出を求め、これを確認いたしました。

他法令について、該当する法令はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地は、上水道管、ガス管の２種類が埋設された幅員４メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に２か所以上の公共施設等があることから、第３種農地と判断いたしました。

以上、議案第４号の５番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないとの判断し、また、農地区分については第３種農地として認められることから、許可相当の意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま山室座長より議案第４号の５番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅（孝）推進委員　推進委員の湯浅です。

座長の説明でよく分かりました。

審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議　　長　ただいま湯浅委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

はい、山口委員。

山口委員　３番、山口です。

賛成はしたいんですけれども、賃料というのは分かりますでしょうか。フットサルの大体の値段のあれですね。ほかのあれもありますんで、参考までに聞いておきたいと思います。

事務局　平米〇〇〇〇円になります。

山口委員　月ですか。

事務局　年です。

山口委員　年ですね。ありがとうございました。

議　　長　それでは、山口委員からもいただいた意見で賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第４号の５番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議　　長　続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局　それでは、議案書15ページ、報告事項１から23ページの報告事項５について、ご報告させていただきます。

まず、15ページ、報告事項１、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出についてですが、15ページの記載のとおり、田１件、87平方メートル、畑６件、5,860平方メートル、合計７件、5,947平方メートルを受理いたしました。

次に、17ページ、報告事項２、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出についてですが、17ページから18ページの記載のとおり、田２件、410平方メートル、畑13件、4,565平方メートル、合計15件、4,975平方メートルを受理いたしました。

次に、19ページ、報告事項３、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書６件を交付しました。

次に、21ページ、報告事項４、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買取申出事由１件の証明書を交付いたしました。

次に、当日追加事項としまして、別紙23ページ、報告事項５、松戸市農業委員会の業務及び運営に関する規程について、こちらは記載のとおりでございますが、変更箇所は、研究会

の構成について、「農業委員１名及び推進委員１名をもって構成する」、こちらから「農業委員又は推進委員から２名選任し構成する」としました。

事務局からの報告事項は以上です。

議　　長　ありがとうございました。

◎閉　会

議　　長　以上をもちまして、令和２年７月総会を終了いたします。

閉会　午後　３時４０分